

第12回定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

事業報告

- ・ 主要な事業所等
- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2021年3月1日～2022年2月28日)

株式会社ロコンド

第12回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.locondo.co.jp/ir>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

事業報告

会社の現況

主要な事業所等（2022年2月28日現在）

① 当社

本 社	東京都渋谷区元代々木町30番13号
ロ コ ポ ー ト	千葉県八千代市

② 子会社

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第3回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2014年11月4日	2015年11月25日
新株予約権の数	1,000個	6,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき40株)	普通株式 248,000株 (新株予約権1個につき40株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 20,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり 625円)
権利行使期間	2016年11月20日から 2024年9月19日まで	2015年11月28日から 2025年9月27日まで
行使の条件	(注) 1、2、3	(注) 1、2、3、4、 5、6、7、8
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	
	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 6,200個 目的となる株式数 248,000株 保有者数 1名

		第 8 回新株予約権
発行決議日		2018年3月13日
新株予約権の数		2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり731円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 111,300円 (1株当たり 1,113円)
権利行使期間		2019年6月1日から 2028年5月31日まで
行使の条件		(注) 9
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 当社又は当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権を行使することはできない。
5. 法令又は当社もしくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権を行使することはできない。
6. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
7. 2015年11月25日取締役会発行決議で付与している新株予約権は、2015年11月28日以降2025年11月27日までに終了するいずれかの事業年度において、当社の計算書類に記載された同事業年度の損益計算書における営業利益の額が50,000,000円を超えた場合に限り行使可能となる。
8. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

9. ① 新株予約権者は、行使期間における直前事業年度の有価証券報告書の事業の状況に記載された商品取扱高（返品後）が30,000百万円を超過し、損益計算書の営業利益が3,000百万円を超過した場合に限り、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。（なお、当社が連結損益計算書を作成している場合には商品取扱高は連結商品取扱高によるものとし、営業利益は連結損益計算書における営業利益によるものとする。）
- ② 上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき商品取扱高・営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
10. 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、第3回及び第5回新株予約権について、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 UHY東京監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2021年5月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として2017年5月に「内部統制システム構築の基本方針」を決議しておりますが、2019年4月の取締役会にて以下の内容で変更決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めると共に、コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
- (b) 取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
- (c) 内部監査人を設置して、取締役及び使用人の法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- (d) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、監督を行うほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行を監査する。
- (e) 反社会的勢力の排除を基本方針に掲げ、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備するとともに、外部の専門機関との連携を図る。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。代表取締役を全社的なリスク管理の最高責任者としたリスク管理体制を構築する。
- (b) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
 - (b) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- e. 当社グループの業務の適正性を確保するための体制
 - (a) 関係会社管理規程に基づき、重要な子会社の重要な決議事項は、事前に当社取締役会にて審議承認又は報告を行う。重要な子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。
 - (b) 子会社の事業活動に係るリスク管理については、当社のリスク管理規程を準用し、対応する。
 - (c) 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、使用人を構成員に含めることとし、当社グループ内の情報伝達を円滑にすると共に、当社グループ全体の業務の適正な遂行を確保する。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じ、管理部経理・財務チームに監査業務を補助させる。
 - (b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。
- g. 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員又は監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員又は監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 会計監査人、取締役（監査等委員であるものを除く）、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告する。
 - (b) 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役（監査等委員であるものを除く）、内部監査人等の使用人その他の者に対して報告を求める。

- (c) 取締役及び使用人は内部通報制度により、監査等委員である取締役・内部監査部門等の使用人に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。これを内部通報制度として明文化すると共に、社内への浸透を図る。
- h. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当社は監査等委員会の職務に必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理します。
- i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、事業活動を通じ企業価値の継続的な向上を実現するために機動的な経営判断が重要であり、また一方で経営の健全性と透明性を維持する体制の構築も重要と認識し監査等委員会を設置しております。業務執行に係る意思決定の迅速化を図りつつ、監査等委員会による業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を通じた透明性の高い経営の実現を図っております。

取締役会の構成は、業務執行取締役1名と監査等委員である取締役3名（全て社外取締役）の体制であり、取締役会に占める業務執行取締役はその過半数に達しておらず、監視・監督機能の強化が図られております。

内部監査につきましては、監査、報告の独立性を確保したうえで、代表取締役により指名された管理部管理職（1名）が内部監査担当者を兼務しており、また、管理部の監査につきましては、管理部以外の部門の管理職が担当しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務活動が、法令、定款及び諸規定に基づき適切かつ合理的に遂行され、経営目的達成に適切かつ効率的に機能しているかを確認し、監査結果について代表取締役に報告するとともに、業務改善・能率向上のために必要な助言・勧告をしております。

監査等委員会監査につきましては、監査等委員3名の体制で、3名とも社外取締役であります。監査等委員会は重要会議の出席、代表取締役・取締役（監査等委員であるものを除く）・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、監査等委員会委員長と内部補助者及び内部監査との連携を図る事により、監査役会設置会社と同等の監査の実効性を確保しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2021年 3 月 1 日から)
(2022年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,335,657	1,235,657	890,087	1,003,157	△97,551	4,367,009
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,600	1,600				3,200
剰 余 金 の 配 当				△113,672		△113,672
当 期 純 利 益				604,516		604,516
自 己 株 式 の 取 得					△142,611	△142,611
自 己 株 式 の 処 分			△28,854		57,259	28,405
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	1,600	1,600	△28,854	490,843	△85,351	379,837
当 期 末 残 高	1,337,258	1,237,258	861,233	1,494,001	△182,903	4,746,847

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	3,361	4,370,371
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		3,200
剰 余 金 の 配 当		△113,672
当 期 純 利 益		604,516
自 己 株 式 の 取 得		△142,611
自 己 株 式 の 処 分		28,405
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△131	△131
当 期 変 動 額 合 計	△131	379,706
当 期 末 残 高	3,230	4,750,078

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

イ. 商品 月次総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	5年
顧客関連資産	5年

(3) 引当金の計上基準

① ポイント引当金

当社の会員に対して付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては、発生年度に一括償却しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の摘要に伴う変更)
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) たな卸資産の評価
- ① 事業年度の財務諸表に計上した金額
- | | |
|--------|-------------|
| 商品及び製品 | 1,018,063千円 |
|--------|-------------|
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- たな卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、一定期間を超えて保有するたな卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために、過去の販売・使用実績及び商品群ごとのライフサイクル等に基づき決定した方針により定期的に帳簿価額を切り下げております。しかし、当初想定できなかった需要変動や経済情勢等により、前提となるライフサイクルに変更が生じる場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 158,094千円 |
|--------|-----------|
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- 当社は、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。
- 繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額又は減額され、税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	22,500千円
計	22,500千円

銀行信用状発行の担保に供しております。

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,600,000千円
借入実行残高	-
差引額	1,600,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

208,666千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 11,487,360株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 207,468株

変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりであります。

2021年7月29日の取締役会決議による自己株式の取得 100,000株
譲渡制限付株式の無償取得による増加 43,334株

減少数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権（ストック・オプション）の行使による減少 51,400株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年4月14日 取締役会	普通株式	113,672千円	10円	2021年 2月28日	2021年 5月13日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 699,280株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等に限定しており、資金調達については銀行借入金によっております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約及び取引基本契約に係るものであり、差入先の債務不履行による信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、受託販売預り金及び未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権については、顧客毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に対応を行う体制としております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、受託販売預り金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,318,399千円	3,318,399千円	－千円
(2) 売掛金	587,419	587,419	
(3) 電子記録債権	56,416	56,416	
(4) 敷金及び保証金	471,081	468,280	△2,800
資 産 計	4,433,316	4,430,515	
(1) 買掛金	59,600	59,600	
(2) 受託販売預り金	778,729	778,729	
(3) 未払金	1,075,481	1,075,481	
(4) 未払法人税等	32,058	32,058	
負 債 計	1,945,870	1,945,870	

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切なレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 受託販売預り金、(3) 未払金、

(4) 未払法人税等

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	6,100千円
非上場株式	1,000千円

(注) 1. 敷金及び保証金の一部については、返還時期が確定していないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (4) 敷金及び保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
現 金 及 び 預 金	3,318,399千円	－千円	－千円	－千円
売 掛 金	587,419	－	－	－
電 子 記 録 債 権	56,416	－	－	－
敷 金 及 び 保 証 金	－	47,782	423,298	－
合 計	3,962,234	47,782	423,298	－

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

ポイント引当金	11,815千円
たな卸資産評価損	79,927千円
繰越欠損金	504,539千円
フリーレント	212,895千円
その他	71,992千円
繰延税金資産小計	881,169千円
評価性引当額	△685,220千円
繰延税金資産の合計	195,949千円
繰延税金負債	
負ののれん	△21,135千円
顧客関連資産	△16,718千円
繰延税金負債合計	△37,854千円
繰延税金資産の純額	158,095千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 420円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 53円42銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少（減資）

当社は、2022年4月20日開催の取締役会において、2022年5月27日開催予定の第12回定時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の目的

経営戦略の一環として、資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額1,337,258,100円のうち、1,287,258,100円を減少させ、50,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額1,287,258,100円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2022年4月20日
(2) 定時株主総会決議日	2022年5月27日（予定）
(3) 債権者異議申述公告日	2022年6月27日（予定）
(4) 債権者異議申述最終期日	2022年7月28日（予定）
(5) 減資の効力発生日	2022年7月29日（予定）

4. 今後の見通し

本件につきましては、金銭授受等が発生しない、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、業績に与える影響は軽微であります。

なお、上記の内容につきましては、2022年5月27日開催予定の定時株主総会において、資本金の額の減少に係る議案が承認可決されることを条件としております。